

すこう IP-VOD サービス契約約款 「milplus (みるプラス)」



第1条 (総則)

株式会社 Goolight (以下「当社」という。)は、当社が別に定めるテレビサービス契約約款 (以下「ケーブルテレビ約款」という。)及び、インターネット接続サービス契約約款 (以下「インターネット約款」という。)並びにこの「すこう IP-VOD サービス契約約款」(以下「本約款」という。)に基づき、すこう IP-VOD サービス (以下「本サービス」という。)を提供します。

第2条 (約款の適用)

本約款は、当社が提供する本サービスに関し適用されるものとし、本サービス利用の利用者 (以下「利用者」という。)は、本約款を遵守するものとし、

- 2 当社は、本サービスの運營業務の一部を提携事業者および業務委託先に委託することが出来ます。

第3条 (約款の変更)

当社は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、契約者の個別の同意を得ることなく本約款及び別に定める事項を変更することができるものとし、この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款及び別に定める事項の規定によります。

- 2 当社は、当社が本約款及び別に定める事項を変更する場合、当該変更の影響を受けることになる契約者に対し、当社の定める方法により、変更すること、変更の効力発生時期、及び変更後の約款及び別に定める事項の内容について第31条 (当社からの通知) の規定によりあらかじめ通知します。
- 3 当社は、前項により通知する変更の効力発生時期が到来した後に契約者が本サービスの利用を継続した場合は、契約者が変更後の約款及び別に定める事項に同意したものとみなします。

第4条 (本サービスの内容)

本サービスは当社および提携事業者のネットワーク網および設備等を使用して当社が提供する映像その他のコンテンツ (以下「ビデオコンテンツ」という。)を視聴することができる映像配信サービス (以下「ビデオサービス」という。)です。

- 2 本サービスの対象地区は日本国内とします。

第5条 (本サービスの条件)

当社は、本サービスを個人に限り提供するものとし、法人および、団体への提供は行わないものとします。

- 2 本サービスの利用にあたっては、本約款を承諾の上、当社所定の手続きに従い、必要事項の登録を行うことにより申込むものとします。必要事項の登録は正確に事実を登録するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の登録をしてはならないものとします。

第6条 (本サービスの種類)

本サービスには次の各号で定める種類があります。

(1) 「見放題パック プライム」

当社が提供する月額固定料金自動更新型の有料ビデオ・オン・デマンドサービスです。

(2) 「見逃し番組」

当社とチャンネル視聴契約のある利用者に対し、提携事業者である放送事業者及び番組供給事業者がプロモーションを目的として無料提供するビデオ・オン・デマンドサービスで、各チャンネルで放送された番組の中から特定範囲の番組を見逃し視聴対象番組として、歴月1日から末日までの1ヶ月間を利用単位として利用できるサービスです。

(3) 「FOD」

フリー・オン・デマンド (Free On Demand) の略称で、当社ないしは提携事業者と本サービスに関する契約が結ばれていることを前提として無料で映像コンテンツを視聴できるサービスをいいます。

第7条 (本サービスの視聴申し込み)

当社は、利用者に対して別途定める「IP-VOD サービス利用に関する機器仕様」を満たした機器（以下「推奨機器」という。）を通じて、第4条（本サービスの内容）に定める「本サービス」を提供します。

- 2 本サービスの視聴を希望される方（以下「視聴希望者」という。）は、当社ケーブルテレビサービス契約に加え、別途定める当社指定の申し込み方法に従って視聴を申し込むものとします。
- 3 「見放題パック プライム」契約完了月内の利用料金は発生しませんが、契約完了月内の解約は受け付けないものといたします。申込みを撤回または解約する場合には、撤回または解約を行う月の月額利用料金が発生いたします。
- 4 当社は、申し込み内容または契約者が次の事項のいずれかに該当すると判断した場合には、申し込みを承諾した後であっても、申し込みの解除をすることがあります。
 - (1) 契約者が約款、および本約款に違反する恐れがある場合。
 - (2) 申し込み内容に虚偽の記載があった場合。
 - (3) 過去に、当社との契約解除等の措置を受けたことが認められた場合。
 - (4) 本サービスの提供に必要な設備を設置することが著しく困難な場合。
 - (5) 本サービスの料金等を滞納する恐れがあると認められる場合。
 - (6) 公の秩序または善良な風俗に反する恐れがある場合。
 - (7) その他、申込書の受領が不相当であると当社が判断した場合。

第8条 (届出事項の変更)

利用者は、本サービスの申込書記入内容に変更があった場合には、すみやかに当社通知するものとします。

- 2 前項の届出を怠ったことに起因する損害等について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第9条 (視聴年齢制限付コンテンツ)

本サービスのコンテンツの中に成人向けコンテンツが含まれますので、未成年保護の観点から、未成年の利用者宅への成人向けコンテンツの提供は致しません。

- 2 本サービスには、視聴年齢制限を設けて提供するコンテンツ（以下「視聴年齢制限付コンテンツ」という。）があります。視聴年齢制限付コンテンツは、視聴可能な年齢に到達している利用者が暗証番号入力を行うことにより、視聴することができます。
- 3 成人向け及び年齢制限のあるコンテンツを視聴するための暗証番号は、20歳以上の利用者からの申請に対して、当社もしくは提携事業者を通じ所定の方法により通知します。
- 4 視聴年齢制限等に必要となる暗証番号は4桁の数字であり、当社が別に定める方法により利用者が任意の番号に変更できるものとします。
- 5 利用者は、暗証番号について注意をもって管理するものとし、不正使用が想定される事態を発見したときは、利用者が暗証番号を変更する等の措置を講じるものとします。当社は、最低視聴年齢に満たないものが視聴年齢制限付コンテンツを視聴したことによる損害について、その損害を賠償しません。また、利用者は、第三者による暗証番号およびパスワードの不正使用等により発生した本サービスの料金等について、その金額を当社に支払うものとします。

第10条 (認証情報)

サービス利用の際に、利用者は当社が別途定める方法にてビデオサービス利用IDとパスワードを取得・設定するものとします。

- 2 利用者は、自らの認証情報について、自己の責任によって厳正管理するものとし、認証情報を第三者に開示し、利用させ、その他貸与等を行うことはできず、また認証情報を第三者が知ることができる物件上に手記・放置する、生年月日等の第三者に類推されやすい情報を認証情報にする等の注意義務を怠ると認められる行為をしないものとします。
- 3 認証情報を利用して行われた行為は、全て利用者によって行われたものとみなし、利用者は当該行為について責任を負うものとします。
- 4 利用者は、認証情報が第三者に知られた場合、第三者に不正に利用されている疑いのある場合または認証情報の失念があった場合、当社へ直ちにその旨を通知するものとし、認証情報の不正利用等が拡大しないようにするものとします。
- 5 利用者は、認証情報のうち、自ら設定するパスワードを定期的に変更するものとします。
- 6 加入者は、自己のIDおよびパスワードが使用されたことにより当社、提供事業者または第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならないものとします。

第11条（契約の単位と成立）

本サービスの契約については、利用者が本約款及び提携事業者の約款に同意し、当社所定の加入申込書に必要事項を記入・捺印の上、これを当社に提出し当社が承認した際に成立するものとします。

- 2 利用者による申し出により1契約に対して、最大4名の同居する同一世帯内の家族をID追加登録することができるものとしますが、追加登録する家族は本約款及び提携事業者の約款への承認と同意を行うものとします。当社は本約款及び提携事業者の約款への承認と同意を前提に申し出を受けた各家族に対し利用者と同様に本サービス利用のためのIDを付与するものとします。申し出を受けて登録が完了した家族による本サービスの利用は利用者による利用とみなし、利用者と同じ責を負うものとします。
- 3 利用者及びIDを付与した家族毎に別途定める本サービス利用のための機器を最大5台登録できるものとします。
- 4 IDを付与された利用者とその家族による本サービスの映像コンテンツの同時利用は登録が完了した機器最大3台までとします。ただし、同一IDにおいては異なる登録完了の機器であっても同時に同一の映像コンテンツの利用はできないものとします。
- 5 当社は利用申込書の提出があった場合でも、次の場合には承認しないことがあります。
 - (1) 契約者が、本約款及び提携事業者の約款上請求される諸料金の支払いを怠る虞があると認められる場合。
 - (2) 契約者が、本約款及び提携事業者の約款に違反する虞があると認められる場合。
 - (3) 本サービスの提供を受けるために必要な環境の構築が困難であると判断される場合。
 - (4) 契約者が未成年であり、かつ法定代理人の同意を得ていない場合。

第12条（IP-STB貸出サービス）

当社は第6条（本サービスの視聴申し込み）の規定に従い、加入契約が成立した場合には、本約款に基づき、すこうIP-VODサービス終端装置（以下、「IP-STB」という。）を貸与いたします。

- 2 前項により、利用者が当社から貸与されたIP-STBに故障が生じた場合、当社は無償で修理、交換、その他必要な処置を講ずるものとします。ただし、契約者の故意または過失によりIP-STBを破損もしくは紛失した場合は、別記3（IP-STB、付属品料金表）に定める、購入金額相当分を当社に支払うものとします。また、当社が認めた場合を除いて、利用者はIP-STBの交換を請求できません。
- 3 貸与を受けたIP-STBは、解約時に当社へ返還するものとします。
- 4 利用者は、当社が必要に応じて行う、IP-STBのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

第13条（工事および工事費）

当社または、当社の指定する工事担当事業者（以下、「工事業者」という。）は、利用者が本サービスの提供を受けるために必要となる、IP-STBの設置、その工事および保守等の一部を、当社所定の機器、工法等により行うものとします。

- 2 IP-STBの設置、撤去および保守の工事を行う必要がある場合に、工事業者は利用者の承諾を得て、利用者が所有または占有する敷地、家屋、構造物等に立ち入り、これらの電気、水道等は無償で使用できるものとします。この場合において、土地または建物所有者、その他利害関係人がある時は、利用者があらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。
- 3 標準工事費は別記1（工事費・手数料）の通りとし、いずれも契約者が負担するものとします。
- 4 宅内工事において特別な工事を要すると判断される場合には、契約者との協議による実費によつて精算をするものとします。
- 5 利用者の都合により、IP-STBを移転または移動する場合の工事費は契約者が負担するものとします。
- 6 当社は期間を設け、別記1（工事費・手数料）の工事費を変更する場合があります。

第14条（利用料金）

本サービスの料金は、別記2（月額利用料）に定める料金を当社に支払うものとします。

- 2 当社は期間等を設け、別記2（月額利用料）の料金を変更する場合があります。

第15条（ビデオコンテンツ利用に係る債権の譲受等）

利用者が、アスミック・エース株式会社（以下、「AA」という。）が提供する「見放題パック ジャンル」および「TVOD」を視聴した場合、当社は、AAの定めるところに従い、AAの利用者に対する債権を当社が譲り受け利用者に請求することを、利用者に承諾していただきます。この場合、当社およびAAは利用者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。これにより、利用者は、「見放題パック ジャンル」および「TVOD」の利用料を当社に支払うものとしたします。

第16条（最低利用期間）

本サービスには、3ヶ月間の最低利用期間があります。

- 2 利用者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表の定めにより期間満了までの利用額を支払っていただきます。
- 3 セット割引やキャンペーン等により最低利用期間が別途定められている場合は、取り扱いが異なります。

第17条（料金等の支払方法）

契約者が当社に支払う料金の支払方法は、当社が提携している金融機関からの自動振替（毎月2日）を原則とします。

第18条（延滞利息）

利用者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第19条（利用者が行う契約の解除）

利用者は、加入契約の解除（以下、「解約」という。）をしようとする場合、すみやかに当社へ連絡し、所定の書面でその旨を申し出るものとします。

- 2 利用者は、解約に伴いIP-STBを当社に返還するものとします。
- 3 解約に伴う施設の撤去にあたり、利用者が所有もしくは占有する敷地構造物家屋等の復旧を要する場合、その復旧費用は契約者の負担とします。

第20条（当社が行う契約の解除）

契約者が第17条（料金等の支払方法）に定める支払いの遅延等、本約款に違反する行為があった場合、サービスの提供の停止または加入契約の解除を行うことができるものとします。その場合、本サービス以外の当社提供サービス（ケーブルテレビ、ケーブルインターネット等）の契約も解除となる場合があります。

- 2 サービスの提供の停止または加入契約の解除措置を受けた契約者（以下、「提供停止者」という。）は、すみやかにIP-STBを当社に返還するものとします。その場合、必要に応じて提供停止者の敷地内および構造物等へ立ち入り、当社通信設備の回収ができるものとします。

第21条（禁止行為）

利用者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号で定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) ビデオコンテンツを複製もしくは複製し、または翻訳もしくは編集、修正、改ざんその他の変更を加える行為。
- (2) ビデオコンテンツを私的使用の範囲を超えて第三者に視聴させる行為。
- (3) 不正な手段を用いて当社が本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為。
- (4) 本サービスの提供に支障を来し、またはそのおそれがある行為。
- (5) 前各号に定めるほか、当社または第三者が所有する著作権、著作隣接権等の知的財産権その他の権利を侵害し、またはそのおそれがある行為。
- (6) 法令もしくは公序良俗に違反し、またはそのおそれがある行為。

第22条（一時中断）

当社は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を一時中断することがあります。これにより加入者または第三者に損害が発生した場合においても一切の責任を負わないものとします。

- (1) 当社が本サービスを提供するために使用する設備について、障害発生、保守点検または、改修等を行う場合
- (2) 火災、停電、天災およびその他不可効力により本サービスを提供できない場合

(3) その他、当社が本サービスを提供することが困難であると判断した場合

- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を一時中断する場合には、当社が適当と判断する方法で事前に利用者に通知するものとします。但し、緊急の場合はこの限りではありません。
- 3 当社及び提携事業者は、事前に当社及び提携事業者が適当と認める方法で利用者及び契約者に周知することにより、加入者に何らの補償をすることなく、本サービスの内容を変更し、または全部もしくは一部を中止することができます。これにより加入者または第三者に損害が発生した場合であっても、当社及び提携事業者はその責任を一切負わないものとします。

第23条（本サービスの利用の制限）

利用者は、当社が事前に承認した場合（情報等に関して権利を持つ第三者がいる場合には、当社を通じ、事前に当該第三者の承認を取得することを含む）を除き、本サービスを通じて入手したいかなる情報等についても、利用者個人としての私的使用以外の目的には使用しないものとします。

- 2 利用者は本サービスに関して、私的使用の目的を超える行為、営業活動、営利を目的とした行為、およびそれらの準備を目的とした行為を行わないものとします。

第24条（責任および免責）

当社は、ビデオコンテンツの完全性、正確性、確実性及び有用性等について、如何なる保証も行わないものとします。また、本サービスの提供において、当社及び提携事業者が採用する暗号技術は、当社及び提携事業者が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等に関していかなる保証もおこなわないものとします。

- 2 利用者は、本サービスを利用するにあたり、自らの責任と費用で機器や通信手段等の必要な環境を整えて本サービスにアクセスする必要があります。当社は利用者の本サービスへの利用手段には関与しないものとし、機器や通信手段等の不具合にかかる責任は負いません。
- 3 利用者が本サービスの利用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合、当社は、一切の責任を負わないものとし、利用者は自己の責任と費用負担においてかかる第三者に生じた損害または損失およびこれに関連するすべての問題を処理解決し、当社に何ら負担が生じることのないようにするものとします。
- 4 利用者が本約款に違反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社等に損害を与えた場合、当社等は、当該利用者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。
- 5 利用者は、本サービス提供期間中、当社から貸与された機器を利用者自らの注意を持って管理し、それら機器の移動、取り外し、変更、分解または損壊はしないものとします。これに反した場合は利用者自身の負担により復旧するものとします。

第25条（知的財産権および成果物の帰属）

本サービス上で提供される全てのビデオコンテンツに係わる著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む）その他の知的財産権は、すべて当社およびビデオコンテンツの提供者に帰属します。利用者はビデオコンテンツの視聴のみできるものとし、ビデオコンテンツの二次利用および第三者への転許諾等一切行うことはできません。

- 2 利用者がアンケート等で当社に回答いただいた内容等についての著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む）その他の知的財産権は、全て当社に帰属するものとし、利用者は、自己が回答した内容等につき著作者人格権を行使しないものとします。

第26条（権利義務の譲渡等の禁止）

利用者は、本約款に基づく権利義務のいかなる一部についても、譲渡、貸与または質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

第27条（加入者個人情報の取り扱い）

当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成 16 年 8 月 31 日総務省告示第 696 号）に基づいて適正に取り扱います。

- 2 当社の宣言書には、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取り扱いに関し必要な事項を定め、これをホームページにおいて公表します。
- 3 利用者のご自身の個人情報について開示・訂正・削除を要求する権利があります。
- 4 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

第28条（個人情報、通信内容等の利用）

利用者が本サービスを利用する過程において、当社が知り得た個人情報の取り扱いについては、第27条（加入者個人情報の取り扱い）に定め、公表している「個人情報保護方針」が適用されるものとします。

- 2 利用者は、個人を識別することができる情報（個人情報）ならびに本サービスの利用履歴、アクセス履歴等の利用履歴等（履歴情報）を、当社が次の目的で収集および利用することにつき、あらかじめ承諾するものとします。
 - (1) 本サービス料金の請求
 - (2) 本サービスに関する情報の提供
 - (3) 本サービスの向上を目的とした視聴者調査
 - (4) 本サービスの利用状況等に関する各種統計処理
 - (5) その他、本サービスを継続して提供する上で業務上必要な場合
- 3 利用者は本サービスの利用にあたり、前項に加えて利用者の通信内容が記録されることについて承諾するものとし、当社は、その必要に応じ、法令に反しない範囲でその内容を確認して必要な利用をするものとします。
- 4 当社は、利用者のアクセス履歴および利用状況の調査のため、その他利用者に最適のサービスを提供するために、利用者が当社のサーバーにアクセスする際のIPアドレスに関する情報、携帯端末でアクセスした場合には携帯端末の機体識別番号に関する情報、およびクッキー（Cookie）の技術を利用して利用者のアクセス履歴等に関する情報を収集します。利用者がブラウザでクッキーを拒否するための設定を行った場合、本サービスの利用が制限されることがあります。
- 5 第2項および前項で収集した情報は、法令に反しない範囲で、前項に定める目的のために利用し、必要な範囲で情報の取り扱いを委託先に委託する場合があるものとします。また、正当な理由がある場合を除き、第三者に提供または開示等しないものとします。
- 6 当社は、利用者、第三者の生命・身体・財産の保護、または本サービスの運営や当社の権利・財産の保護のために必要があると判断した場合、必要に応じ、法令に反しない範囲で利用者に関する事項を自ら利用し、または警察その他の公的機関や著作権等の財産権・その他諸権利を有すると合理的に推測される者等に開示・提供することができるものとします。

第29条（通信の秘密）

当社は、電気通信事業法及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）に基づき、契約者の通信の秘密を守ります。

- 2 次に掲げる場合は、通信の秘密の適用除外とするものとします。
 - (1) 通信当事者の同意がある場合。
 - (2) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第218条（裁判官の発する令状による差押等）に基づく強制の処分が行われる場合。

第30条（本約款の効力）

本約款のいずれかの条項が関係法令等の変更又は新設により、無効又は執行不能と判断された場合、かかる無効又は執行不能な条項は、当該条項を規定した意図に最も適合する有効かつ執行可能な関係法令等に基づく条項に置き換えられるものとします。その他の条項はなお効力を有し存続するものとします。

第31条（当社からの通知）

当社から契約の申込みをした者への通知は、契約申込書において指定された電話番号又は住所宛てに行うものとします。

- 2 当社から契約者への通知は、当社ホームページに掲載する方法、契約申込書において指定された電話番号又は住所宛てに行うものとします。
- 3 当該通知は、契約者及び契約の申込みをした者が通知の到達を確認できない場合においても、当社ホームページに掲載する場合は、当社にてホームページヘッダーを登録した時に、郵送による通知の場合は、当社が投函後通常到達するまでに要する期間が経過した時に、それぞれ到達したものとみなします。

第32条（免責事項）

天変・地変その他予測できない事由による契約者の所有物の損害については、当社はその責を問われないものとします。

第33条（定めなき事項）

本約款に定めのない事項または疑義が生じた場合、互いに信義誠実の原則に立ち円満に解決するものとしします。

第34条（合意管轄）

契約者および当社は、本約款に関して訴訟の必要が生じた場合、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の裁判所とすることに合意するものとしします。

附 則（実施期日）

この約款は、平成 26 年 1 月 1 日より施行します。

附 則（商号変更）

平成 30 年 8 月 1 日より須高ケーブルテレビ株式会社は株式会社 Goolight に商号を変更いたしました。平成 30 年 7 月 31 日以前に須高ケーブルテレビ株式会社と契約の本サービス利用契約を再度締結する必要はありません。

改 正（実施期日）

この約款は、平成 28 年 3 月 1 日より改正、施行します。

この約款は、平成 28 年 6 月 1 日より改正、施行します。

この約款は、平成 30 年 8 月 1 日より改正、施行します。

この約款は、平成 30 年 10 月 1 日より改正、施行します。

この約款は、平成 30 年 12 月 1 日より改正、施行します。

この約款は、令和 2 年 4 月 1 日より改正、施行します。

料金表（令和3年3月1日現在）

（料金表の適用）

IP-VOD サービス（以下「本サービス」という。）に関する料金の適用についてはこの料金表の規定によります。

（料金の変更）

当社は本サービスに関する料金を変更することがあります。この場合には、変更後の料金によります。

（消費税相当額の加算）

約款の規定により、料金表に定める料金について支払いを要する額は、料金表により算出された請求額の合計に消費税額を加算した額とします。

（料金の臨時減免について）

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本サービス契約約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。当社は料金の減免を行ったときは、当社所定の方法により、その旨を周知します。

別記1（工事費・手数料）

| 金 額 | | 備 考 |
|----------------|-------------------------|----------------------|
| IP-VOD 登録工事費 | 5,000 円 (税込 5,500 円) | 契約 ID 登録に係る費用 |
| 環境設定通知書の再発行手数料 | 1,000 円 (税込 1,100 円) | ケーブルインターネット利用に関する通知書 |

別記2（月額利用料）

| 月額利用料 | | 備 考 |
|----------------|-----------------------|-------------------------------------|
| IP-VOD 月額基本料 | 無料 | |
| 見放題パック プライム | 934 円 (税込 1,027 円) | ビデオコンテンツ利用料 |
| 見逃し番組 | 無料 | ビデオコンテンツ利用料 |
| FOD | 無料 | ビデオコンテンツ利用料 |
| IP-STB 追加レンタル料 | 500 円 (税込 550 円) | 2 台目以降 1 台あたり。 別途、別記1の工事費が発生します。 |

※ インターネット接続サービスは、160メガコース及び1ギガコース契約を推奨いたします。

※ インターネット JANIS 接続サービスでは、160メガコースを推奨いたします。

※ インターネット接続サービス「ながの光」では、プロバイダ「ながの光 ZAQ」利用時のみ、ご利用いただくことができます。

※ IP-STB レンタルの新規受付は平成30年9月30日をもって終了いたしました。

別記3（IP-STB、付属品料金表）

| 金 額 | |
|--------------|---------------------------|
| IP-STB 1台あたり | 15,000 円 (税込 16,500 円) |
| リモコン 1個あたり | 4,000 円 (税込 4,400 円) |

※ IP-STB の取扱いは平成30年9月30日をもって終了いたしました。

「IP-VOD サービス利用に関する機器仕様」(令和2年4月1日現在)

最新の機器仕様につきましては、みるプラスホームページ内でご確認いただくことも可能です。
ホームページ URL : 「<http://front.milplus.jp/help>」の「推奨環境」

1. IP ベース STB

当社指定専用 IP-STB (型番 : PRD-MA100-JE1)

※新規受付は終了しています。

2. パソコン (コンテンツ再生には、Silverlight5 のインストールが必要となります)

| 対象デバイス | 搭載 OS | ブラウザ |
|-------------------------------|-------------------------|-------------------|
| Windows パソコン (32bit/64bit) | Windows8.1 Windows10 | Internet Explorer |

※ コンテンツ再生には Microsoft 社の「Silverlight」が必要です。

※ 搭載する OS が、Windows RT8.1 ではご利用いただけません。

※ 「Google Chrome」ではご利用いただけません。

※ 「Microsoft Edge」ではご利用いただけません。

※ HDCP 非対応のディスプレイを使用している場合は、ご利用いただけない可能性があります。

3. スマートフォン・タブレット

| 対象デバイス | 搭載 OS | ブラウザ |
|---------|---------------|---------------------|
| スマートフォン | Android4.4~10 | Google Chrome 41 以降 |
| | iOS8~12 | Safari 8 以降 |
| タブレット | Android4.4~10 | Google Chrome 41 以降 |
| | iOS8~12 | Safari 8 以降 |

※ 専用のコンテンツ再生アプリをダウンロードしてご利用ください。

※ ご利用いただくデバイスによっては、対象環境であっても利用いただけない場合があります。

※ iOS 環境 (iPhone または、iPad) では作品の購入はできません。他の環境から購入ください。

※ Windows タブレットは、パソコンと同様の仕様となります。